

\*本稿は原稿です。

正式な議事録については、(市議会ホームページ：

<https://www.city.saitama.jp/gikai/index.html>)にてご確認ください。

また、掲載時期については、議会局(議事課：048-829-1753)

にお問い合わせください。

議案第36号、第42号、第43号、第47号について、いずれも委員長報告に賛成の立場で討論します。

議案第36号は、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴う条例の改正であり、個人番号の利用事務の運用上において、効率的・合理的な執行を行うためのものと理解しています。

議案第42号は、教職員の業務量の適切な管理を規定するものです。残業時間が月45時間、年360時間という国の指針を受けて、教職員の働き方を早急に改善していく必要があります。業務の持ち帰りは原則禁止と説明がありましたが、その実効性を担保するためにも、スクール・サポート・スタッフの配置や部活動指導員増員、教員研修数の削減、教科指導外での業務量を確実に減らしていくことが重要です。しかし現在、未だに目標の月45時間を超えていることから、教職員の心身の健康が保たれ、教職員がやりがいを持って働き続けることのできる職場となるように引き続き努めていただくよう申し添えます。

議案第43号は、教職員給与の引き上げをおこなうものです。教職員の勤務時間は2018年OECDの調査では、世界一長時間勤務と発表されています。また、日本の教員の給与には時間外勤務手当がつかず、わずか4%の調整給のみです。これは10時間程度の残業代にしかすぎません。現在の教員の働き方の実態からすれば、今回の給与改定額は決して高いものではなく、人事院勧告に従う今回の賃上げは妥当です。さらに初任給や若年層への賃上げも含まれていることから、教職員を志望する若者を増やし、多様な人材を確保するための一助になると考えられます。

議案第47号は、国保税の税率及び課税限度額の見直しを行うものです。今回の改正は、現行制度において、さいたま市の国民健康保険制度の維持をしていくためにはやむを得ない措置だと認識しておりますが、市として加入者の税負担をできる限り増やさないための努力は必要です。医療機関から送られてくるレセプトの点検強化や医療費データの分析に基づく保険事業の実施はもちろん、生活習慣病の予防など、加入者が個人でできる取組についてなど、加入者一人一人の健康意識を高め、そうした不断の努力をしていく必要があるということを申し添えます。

議案第17号～第35号及び第99号～101号 令和2年度さいたま市一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算及び関連補正予算中、反対討論のあった一般会計予算議案を中心に、委員長報告に賛成の立場から簡潔に討論します。

本予算は、現さいたま市総合振興計画などの総仕上げとして、2021年先の「新たなさいたま市の創造」に向けた、更なる成長・発展につながる事業予算を計上されたものと理解します。

ここで詳細は申し上げませんが、わが会派の予算施策要望「社会全体で子育てを支えるまち」「歳を重ねても障害があっても暮らせるまち」「多様な個性・価値観と人権が尊重されるまち」等にある項目についても一程度、盛り込まれているものと評価するところです。

なお、各所管別審査や総括質疑において、様々な厳しい指摘もさせていただきましたが、今後の予算執行において十分留意され、適切な対応をとられることを改めて強く要望するものです。

さて、昨年台風第19号（東日本台風）と今回のコロナウイルス感染症と、このところ行政・議会をあげて迅速に対応すべき事態が続いています。

今回の予算においては、特に防災減災対策関係費において、市議会特別委員会からの提言内容の反映とそこに期末手当減額分も加えた予算編成がなされたことについても評価するものです。

また、コロナ感染症対策について質疑をさせていただきましたが、現在も市長部局・教育委員会ははじめ執行部が模索しつつ日々、対応をとられております。新年度においても市民の感染予防、罹患者に対する治療体制、市内景気の動向含めて歳入・歳出全般にわたる影響があることも想定されますが、その場合、市長から迅速かつ柔軟な対応をとるとの答弁があったことを申し添え、討論といたします。